

公営企業健全化計画

(山梨市簡易水道事業)

計 画 期 間 平成19年度 ~ 平成23年度

山梨市役所 水道課

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：三富簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	S27.8.14	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	山梨市	職員数 (H19.4.1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	73.4(H18)	公営企業債現在高(百万円)	180(H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.444(H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	16.5(H19)
		経常収支比率 (%)	87.6(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年3月22日〕旧山梨市、旧牧丘町、旧三富村が合併し「新山梨市」として発足 旧山梨市については上水道事業（法適用企業）、旧牧丘町、旧三富村については簡易水道事業（法非適用企業）であります。今後、厚生労働省の「簡易水道事業統合計画策定要綱（案）」の通り、同一行政区域内に経営統合及び施設統合が可能な簡易水道事業がある場合には、原則として事業を一本化し一体的管理を行うことを推奨しておりますが、当簡易水道地域については地形等の問題があり当面の間は現行の形態となります。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山梨市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	山梨市長中村照人
既存計画との関係	「第1次山梨市行財政改革大綱」「山梨市集中改革プラン」の行財政計画と相関性があり、また、本市最上位計画である「第1次山梨市総合計画」のまちづくり指標目標達成に向けた一つの実施計画に位置づけられる。
公表の方法等	計画策定後は、広報誌・市HPにて広く市民に公表する、議会に対して計画の説明及び進捗状況等報告するものとし、地域審議会に対しても財政運営健全化対策の観点から本計画を説明することとしている。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月より峡東水道企業団からの受水開始（山梨・牧丘地域）を受けて、平成20年度に上水道、簡易水道の料金改定を行い経営の見直しを図る。 「補償金免除繰上げ償還実施要綱」で定める償還実施日に従い、計画によるところの高金利起債を繰上げ償還する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			4	4
	補償金免除額			1	1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債			3,919	3,919
合 計 (A)				3,919	3,919
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)				3,919	3,919

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>三富簡易水道地域は山々に囲まれた急傾斜地に集落が点在し、人口密度の低い過疎地域であります。18年度まで3簡易水道と1飲料水供給施設がありましたが、一部統合整備を行い19年度より2簡易水道と1飲料水供給施設となり、市営で管理運営を行っております。しかしながら、各水道とも湧水を水源としており現状の施設（小規模）では、大雨後の濁りや需要と供給のバランスの崩れによる水量不足などを防ぐことが困難な状況であり、施設の改善等が課題となっております。</p> <p>さて、財務上の特徴として山梨市には、旧山梨の上水道事業、旧牧丘・三富の簡易水道事業があり、現在それぞれが合併前からの料金設定となっており料金の統一が急務であります。このため、19年度に料金改定の審議会を開催し20年度より新料金とする予定です。</p>	
経営課題	課 題	水道料金改定
	料金の改定が緊急の課題であり、中でも旧3市町村で最も料金の低い三富簡水道事業については、早期に旧山梨・牧丘地域レベルの料金設定になるよう改定を行う。	
	課 題	維持管理経費の節減
	施設の老朽化が進みポンプや滅菌装置等の不具合が発生しております。施設管理体制を見直し、定期的に施設の点検等を行い維持管理経費（動力費、薬品費等）の節減に努める。	
	課 題	
留意事項	課 題	
	課 題	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		17	18	22	20	27	27	32	32	31	30	
	(1) 営 業 収 益 (B)		9	8	9	9	9	9	14	14	14	14	
	ア 料 金 収 入		9	8	9	9	9	9	14	14	14	14	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益		8	10	13	11	18	18	18	18	18	17	16
	ア 他 会 計 繰 入 金		8	10	13	11	18	18	18	18	18	17	16
	イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的 収 支	2 総 費 用 (D)		15	18	22	20	27	27	27	27	26	25
		(1) 営 業 費 用		13	16	20	17	24	24	24	24	23	22
		ア 職 員 給 与 費		4	4	4	7	12	12	12	12	12	11
		ウ ち 退 職 手 当		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		イ そ の 他		9	12	16	10	12	12	12	12	11	11
(2) 営 業 外 費 用			2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	
ア 支 払 利 息			2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		2	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		88	163	120	27	24	32	9	6	6	6	
	(1) 地 方 債		16	50	51	12	0	15	4	4	4	4	
	(2) 他 会 計 補 助 金		48	60	37	7	20	7	2	2	2	2	
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		20	53	31	8	0	0	0	0	0	0	
	(6) 工 事 負 担 金		0	0	0	0	4	10	3	0	0	0	
	(7) そ の 他		4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的 収 支	2 資 本 的 支 出 (G)		88	164	124	27	24	32	14	11	11	11
		(1) 建 設 改 良 費		80	160	119	23	19	21	7	4	4	4
		ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		6	4	4	4	5	11	7	7	7	7
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	-1	-4	0	0	0	-5	-5	-5	-5		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2	-1	-4	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	3	5	4	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	81.0	81.8	84.6	83.3	84.4	71.1	94.1	94.1	93.9	93.8
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	9	8	9	9	9	9	14	14	14	14
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	84	130	177	185	180	184	181	178	175	172
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	84	130	177	185	180	184	181	178	175	172
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	8	10	13	11	18	18	18	18	17	16
うち基準内繰入金	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
うち基準外繰入金	7	9	12	9	16	16	16	16	15	14
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	7	9	12	9	16	16	16	16	15	14
資 本 的 収 支 分	48	60	37	7	20	7	2	2	2	2
うち基準内繰入金	3	2	2	2	3	4	2	2	2	2
うち基準外繰入金	45	58	35	5	17	3	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	45	58	35	5	17	3	0	0	0	0

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画14年度) (決算)	平成15年度 (計画15年度) (決算)	平成16年度 (計画16年度) (決算)	平成17年度 (計画17年度) (決算)	平成18年度 (計画18年度) (決算)	平成19年度 (計画19年度)	平成20年度 (計画20年度)	平成21年度 (計画21年度)	平成22年度 (計画22年度)	平成23年度 (計画23年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	52.9	42.3	39.1	45.3	33.5	28.2	46.5	46.5	48.1	49.8	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	81.0	81.8	84.6	83.3	84.4	71.1	94.1	94.1	93.9	93.8	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	47.1	55.6	59.1	55.0	66.7	66.7	56.3	56.3	54.8	53.3
	うち基準内繰入金	(%)	5.9	5.6	4.6	10.0	7.4	7.4	6.2	6.2	6.4	6.6
	うち基準外繰入金	(%)	41.2	50.0	54.5	45.0	59.3	59.3	50.1	50.1	48.4	46.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	41.2	50.0	54.5	45.0	59.3	59.3	50.1	50.1	48.4	46.7
	資本的収入分	(%)	54.5	36.8	30.8	25.9	83.3	21.9	22.2	33.3	33.3	33.3
	うち基準内繰入金	(%)	3.4	1.2	1.7	7.4	12.5	12.5	22.2	33.3	33.3	33.3
	うち基準外繰入金	(%)	51.1	35.6	29.1	18.5	70.8	9.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	51.1	35.6	29.1	18.5	70.8	9.4	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成20年4月料金改定予定。
2 他会計繰入金の見込み	平成20年4月からの料金改定並びに、整備事業の完了に伴う事業費の減少により、減少見込み。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>平成22年4月1日を終期とする集中改革プランの職員数削減の数値目標を15%とし、職員数の削減に伴う人件費総額の削減に努めることとしている。</p> <p>なお、平成17年度に「山梨市職員定員適正化計画」を策定し徹底した職員定員管理を行っているが、職員数については集中改革プランによるものと同じ目標数値としている。</p> <p>平成17年3月22日の合併以降、山梨市行政改革大綱に基づいた事務事業の見直し、指定管理者制度導入を含めた民間委託の推進、市民との協同活動、臨時職員等の活用や人材育成など効率的な職員配置を進めながら計画的に職員数の削減に取り組んでいる。</p> <p>平成18年度現在、目標としている計画以上の職員削減実績を上げている。(平成18年度目標数444人に対し実数437人)</p> <p>平成17年度人事院勧告に伴う給与構造改革で示された年功的な給与上昇要因を抑制し、職務、職責や勤務実績に応じた給与制度に移行出来るよう研究を進めていく。</p> <p>給与構造改革に伴う給料表及び給料制度を平成18年4月1日から実施している。また、地域手当については支給なし。</p> <p>「技能労務職員等の総合的な点検の実施について」一般職員との均衡を保ちながら適性な給与水準に努めることとしている。行政職2表の適用。</p> <p>定年退職、勤奨退職時の特別昇給は廃止している。退職手当の支給については、山梨県市町村総合事務組合に事務委託を行い、山梨県市町村総合事務組合退職手当条例に基づき支給し、組合加入することで退職金支給の平準化を図っている。</p> <p>職員の保健、元気回復などの福利厚生事業の点検を実施し、福利厚生事業に対して補助金の見直しを行っている。(平成17年度補助金約8百万円を平成18年度には約4百万円に削減)</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>今後、導入に向けた手法等の検討が現在なされているところである。</p> <p>民間委託できる、業務は可能な限り委託する。</p> <p>現在導入する手法等検討している。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成19年度料金の見直しを行い、平成20年度より新料金とする予定。(課題) 三富簡易水道事業の水道料金設定については、山梨市上水道事業・牧丘簡易水道事業に比べ低い料金設定となっており、平成19年度に水道審議会を開催し料金改定を行い、平成20年度より新料金とする予定です。(課題)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	市設置掲示板、市発行の広報誌及びHPを通し財務状況を市民に公開する。 予算の状況、主要な施策、決算の状況等HPや市広報誌などを通して広く市民に知らせている。 平成17年度から導入に向けた検討を行い、平成18年度試行的に評価し、平成19年度より本格稼動した。評価制度のシステムは、PDCAサイクルを機能的にまわし、評価結果を翌年度予算へ反映させるとともに総合計画の実施計画の進行管理を実施することとしている。 なお、評価結果については、年度初めに全年度結果をHPや市広報誌等を通じて公表していく。
5 その他	維持管理費については施設管理体制を見直し、薬品費や動力費等の削減に努める。(課題)

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	山梨市行財政改革大綱に基づいた事務事業の見直し、指定管理者制度を含めた民間委託等の推進などに、臨時職員の活用など効率的な職員配置を推進しながら計画的な削減に取り組む。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金水準の適正化については平成20年4月に料金改定を行うために、現在水道審議会に諮問を行っております。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在の低料金体系を見直し収益の増を図るとともに経費の削減に努め、自主財源の確保に努める。
4 その他	維持管理費については施設管理体制を見直し、薬品費や動力費等の削減に努める。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率								55				
	改善額(料金の適正化) 1	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	20
3	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額	56	70	50	16	38		25	20	20	19	18	
	改善額(負担金の確保等)		14			22	36				-1	-1	-2
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	3	3	3	6	11		11	11	11	11	10	
	改善額	0	0	0	-3	-5	-8	0	0	0	0	1	1
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
1	職員給与費(退職手当)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
	改善額												
1	職員数(人)	1	1	1	2	2		2	2	2	2	2	
	増減数(人)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
4	維持管理費等												
	改善額(適正化)	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0.2	0.7	0.7	2
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高	84	130	177	185	180		184	181	178	175	172	
	増減		46	47	8	-5		4	-3	-3	-3	-3	
計画前5年間改善額 合計							28	改善額 合計					21
(参考) 補償金免除額													1

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	1,239	1,246	1,244	1,198	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182
年間総有収水量(千m ³)	143	134	117	116	109	109	109	109	109	109
公称施設能力(m ³ /日)	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125
1日最大配水量(m ³ /日)	623	507	566	483	423	423	423	423	423	423
最大稼働率(%)	53.4	45.1	50.3	42.9	37.6	37.6	37.6	37.6	37.6	37.6
供給単価(円/m ³)	63	60	77	78	83	83	128	128	128	128
給水原価(円/m ³)	147	164	222	207	294	349	312	312	303	294

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

当地域は、18年度まで3簡易水道と1飲料水供給施設があり、19年度当初には2簡易水道を統合し、2簡易水道と1飲料水供給施設となり市営で管理運営をしている。笛吹川に沿った急峻な地形に分散(尾根を隔てて点在、道路延長10km以上)して存在する水道施設であり、施設的な統合は困難であり、現在の形態で当面は行く予定です。